

## 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の第二次申請について

在学生の皆様へ

6月に募集を行った「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の第二次申請を受け付けます。

こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で世帯収入の減少やアルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する制度です。

支給額は、住民税非課税世帯の学生は20万円、それ以外の学生は10万円です。

申込みにはいくつか要件がありますが、要件を満たさなくても「新型コロナウイルス」のために収入の減少で生活に困っている人は、まず申し込んでください。

その際には、様式1の裏面の「3. 申し送り事項」に「要件に該当しない理由」や、「それでも尚困っている理由」などその旨わかりやすく記載してください。

留学生の皆様も申請することができます(交換学生、研究生などの非正規学生を除く)。

締切は7月15日必着です。添付の申請書類とその証明書類を大学学生支援宛にご郵送ください。

申請書類は、このメールにも添付でついていますが、プリントアウトできない方には郵送しますので、このメールに返信してお知らせください。

尚、前回申請をした人は既に申請済みと扱いますので、再度申請する必要はありません。

ただし、前回の申請から要件に変更があった場合はそれを示す資料を添付して申し出て下さい。

※申請していただいても要件や大学の推薦枠を越えた場合は採用されないことがありますのでご承知下さい。

提出先 484-8504 犬山市内久保61-1  
名古屋経済大学 奨学金サポートセンター(学生支援担当内)宛